

第172号議案 長崎市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

目次

	ページ
1 既存ストックの活用・統廃合による事業の効率化について ～ピンチ（人口減少）をチャンスにする長崎モデル～	2
2 条例の概要	3
(1) 改正理由	
(2) 改正する条例	
(3) 改正内容	
(4) 施行期日	
3 農業集落排水事業及び漁業集落排水事業における地方公営企業法の適用について	4
(1) 事業の経過	
(2) 地方公営企業法適用の必要性	
(3) 法適用に係るこれまでの取組み	
4 集落排水処理施設の公共下水道への統合について	5～7
(1) 施設の状況	
(2) 事業費の推移	
(3) 現状と課題	
(4) 統合の内容	
5 公共下水道事業計画の変更について	8～9
(1) 計画の概要	
(2) 変更の内容	
6 新旧対照表	10～20
7 関係法令	20

1 既存ストックの活用・統廃合による事業の効率化について ～ピンチ(人口減少)をチャンスにする長崎モデル～

人口減少については、使用料収入の減少といった課題が生じるが、一方では、汚水量が減少することにより施設能力に余裕が生じる側面もある。

その余剰施設能力（既存ストック）を活用し、統廃合による事業の効率化を推進する。

(1) 下水処理場の統合

老朽化した中部下水処理場（昭和36年供用開始 61年経過）を隣接処理区の西部下水処理場へ統合後、中部下水処理場は廃止し、民間開発による長崎スタジアムシティに隣接する市街地の重要な土地であることから、機能停止後は速やかに解体する。

項目	R4	R5	R6	R7	R8	R9～
ネットワーク管	整備	●切替				
西部下水処理場	水処理施設増設					
中部茂里町流量調整池	改修・流入出管整備		供用開始			
中部下水処理場		解体設計	施設解体・跡地活用			

R5年度末 中部下水処理場機能停止

(2) し尿等の公共下水道への統合

現在、2か所のクリーンセンターで処理を行っているし尿及び浄化槽汚泥を、し尿等の受入れ施設建設により、公共下水道へ投入し、2か所のクリーンセンターを廃止する。

項目	R5	R6	R7	R8	R9	R10
基本・詳細設計	基本設計	詳細設計				
し尿等受入れ施設整備 (西部下水処理場)			し尿等受入れ施設整備			供用開始

(3) 集落排水処理施設の公共下水道への統合

現在、9地区において集落排水処理施設（農集・漁集）による汚水処理を行っているが、統合メリットがある6地区について、近隣の公共下水道処理区へ統合し、処理施設を廃止する。

項目	R5	R6	R7	R8	R9～R15
基本・詳細設計	検討	設計			
工事 (接続管渠・ポンプ等)			接続管渠・ポンプ等整備		
公共下水道への切替					公共下水道へ順次切替 集落排水処理施設を廃止

2 条例の概要

(1) 改正理由

- ・ 農業集落排水事業及び漁業集落排水事業において地方公営企業法を適用したい。
- ・ 公共下水道事業計画の事業期間を延長することに伴い、処理区域、処理人口、処理区域面積及び1日最大処理水量を変更したい。

(2) 改正する条例（6条例）

- ・ 長崎市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例（以下「設置条例」という。）

- ・ 長崎市職員定数条例
- ・ 長崎市下水道条例
- ・ 長崎市特別会計条例
- ・ 長崎市使用料等の督促及び延滞金に関する条例
- ・ 長崎市集落排水処理施設条例

…所要の整備として附則で改正

(3) 改正内容

ア 集落排水事業の法適用化

- ①集落排水事業を地方公営企業として設置すること及び集落排水事業の経営の基本について定める（設置条例 第1条・第2条・第3条・別表第3・別表第4関係）。
- ②集落排水事業に地方公営企業法を適用し、市長から上下水道事業管理者に所管替えすることに伴い、所要の整備をする（長崎市職員定数条例等5条例）。

イ 公共下水道事業計画の変更（設置条例 第3条・別表第2関係）

5年ごとの事業計画の改定に伴い、処理区域、処理人口、処理区域面積及び1日最大処理水量を変更する。

(4) 施行期日

ア 集落排水事業の法適用化 令和6年4月1日

イ 公共下水道事業計画の変更 公布の日

3 農業集落排水事業及び漁業集落排水事業における地方公営企業法の適用について

(1) 事業の経過

平成 18 年度 まで	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村合併により、集落排水処理施設が次のとおりとなった。 〔 農業集落排水施設 琴海地区 3 施設、野母崎地区 1 施設、旧長崎市地区 1 施設 〕 〔 漁業集落排水施設 野母崎地区 3 施設、高島地区 1 施設 〕 ・集落排水事業については、水産農林部において所管し、特別会計を設けて事業を実施 ・集落排水の使用料については、公共下水道と均衡を図るためそれと同額とし、赤字部分は一般会計繰入金にて補填
平成 19 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・施設維持管理業務等を上下水道局へ委託（施設管理の一元化）
平成 26 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・生活排水事業特別会計（農業・漁業集落排水事業）を水産農林部から上下水道局へ移管（事業運営の一元化）

(2) 地方公営企業法適用の必要性

- ・下水道事業会計との一体的な事業運営により、経営の効率化を図る。
- ・国が令和 6 年度からの公営企業会計への移行を要請していることから、集落排水事業においても地方公営企業法の「全部」を適用し、企業会計を導入する。

(3) 法適用に係るこれまでの取組み

令和 3 年度	<ul style="list-style-type: none"> ①法適用に係る方針決定 ②建設水道委員会説明（令和 4 年 2 月議会）
令和 4 年度	<ul style="list-style-type: none"> ③固定資産台帳の整備（資産調査及び評価） 約 3,000 件 ④料金システム、企業会計システム、アセットマネジメントシステムの改修
令和 5 年度	<ul style="list-style-type: none"> ⑤公営企業会計導入（R6.4.1）に向けた財務諸表の作成

4 集落排水処理施設の公共下水道への統合について

(1) 施設の状況

○農業集落排水事業（5か所）

令和5年3月末

地 区	供用開始 年月日	人口 (人)	水洗化人口 (人)	水洗化率 (%)	処理能力 (日平均：m ³ /日)
大江、形上、大子（琴海）	大江・形上 H9.4.1	358	318	88.8	211
	大子 H18.4.1	148	100	67.6	73
高浜本村、黒浜、以下宿（野母崎）	高浜本村 H10.4.1	895	800	89.4	491
	黒浜・以下宿 H13.4.1	238	218	91.6	157
太田尾（旧長崎市）	H13.4.1	335	291	86.9	176
琴海中部（琴海）	H13.4.1	2,308	2,046	88.6	1,358
小口（琴海）	H15.4.1	144	116	80.6	73
計		4,426	3,889	87.9	2,539

○漁業集落排水事業（4か所）

令和5年3月末

地 区	供用開始 年月日	人口 (人)	水洗化人口 (人)	水洗化率 (%)	処理能力 (日平均：m ³ /日)
樺島（野母崎）	H3.4.1	398	368	92.5	330
南風泊（高島）	H6.10.1	133	130	97.7	288
野母（野母崎）	H8.1.22	1,495	1,316	88.0	1,230
野野串（野母崎）	H10.4.1	147	133	90.5	79
計		2,173	1,947	89.6	1,927

(2) 事業費の推移

年度 (H30～R4 : 2018～2022)	H30	H31 (R1)	R2	R3	R4
事業費計 (千円)	523,141	521,392	517,515	508,205	512,813
使用料収入 (千円)	125,301	126,742	119,552	119,398	119,933
一般会計繰入金 (収支補てん等) (千円)	380,506	363,023	366,888	379,199	367,280

(3) 現状と課題

- ・ 施設・設備の老朽化に伴う更新費用(50年間)の増大
- ・ 事業運営の赤字に対する一般会計からの繰入れ 約3.7億円 (R4年度決算ベース)

(4) 統合の内容

8箇所の集落排水処理施設のうち、下水道管の接続や処理施設の統廃合による経済効果が見込まれる6施設については、公共下水道への接続を予定している。【詳細：次頁参照】

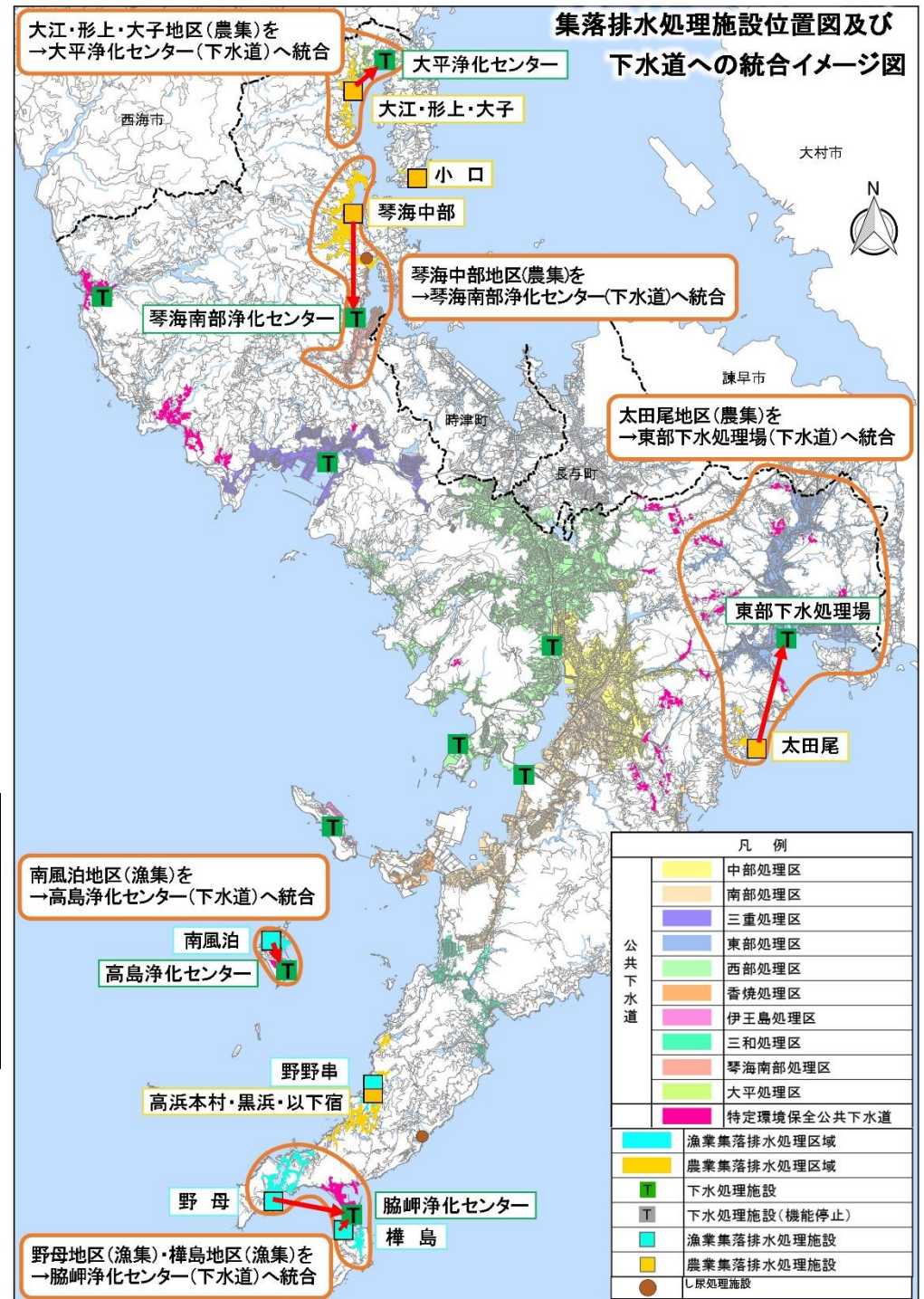
(参考) 集落排水処理施設の公共下水道への統合について

【公共下水道へ統合する施設】 (令和6年度～令和15年度)

集落排水施設(地区)	統合先の施設(供用開始予定)
大江・形上・大子	→ 大平浄化センター (R9)
太田尾	→ 東部下水処理場 (R10)
南風泊(高島)	→ 高島浄化センター (R10)
野母	→ 脇岬浄化センター (R10)
琴海中部	→ 琴海南部浄化センター (R13)
樺島	→ 脇岬浄化センター (R15)

【統合せず継続利用する施設】

集落排水処理施設	継続利用する理由	今後の方針
小口	統合による費用対効果が見込めないため	施設の更新時期に処理方法を検討する
高浜本村・黒浜・以下宿、野野串	脇岬浄化センターの処理能力が不足するため	人口の推移を注視し、脇岬浄化センターへの統合を検討する



5 公共下水道事業計画の変更について

(1) 計画の概要

下水道法第4条に基づき、公共下水道事業管理者は、公共下水道事業計画を定めるよう義務付けられている。これに基づき、長崎市においても事業計画を定めており、5年間を期間として改定している。

なお、地方公営企業法第4条に基づき、経営の基本事項（事業計画に定める処理区域、処理区域面積、処理人口及び1日最大処理水量）については、条例に定めることとなっている。

(2) 変更の内容

事業計画を変更することに伴い、処理区域、処理区域面積、処理人口及び1日最大処理水量を変更する。

なお、事業計画の変更理由は、次のとおり。

- ①集落排水施設の公共下水道への統合
- ②高田南土地区画整理事業区域の一部を、長崎市の処理区域から長与町の処理区域へ変更
- ③田中町企業立地用地等、前回計画変更以降に設定された区域外流入区域の反映

ア 処理区域

集落排水施設で汚水を処理している「琴海形上町、長浦町、琴海戸根原町、太田尾町、飯香浦町、野母崎樺島町、南越町、野母町」の一部等を公共下水道の処理区域に追加する。

イ 処理区域面積

既計画 (H31.1)	今回計画	増減	備考 (増減内訳)
6758.3ha	6901.76ha	143.46ha	<ul style="list-style-type: none"> ・集落排水施設の公共下水道への統合に伴う区域変更 (約 138.3ha 増) ・長崎市の処理区域から長与町の処理区域へ変更 (約 2.4ha 減) ・前回計画変更以降に設定された区域外流入区域の反映 (約 7.5ha 増)

ウ 処理人口

既計画 (H31.1)	今回計画	増減	備考 (増減内訳)
380,440人	371,100人	▲9,340人	<ul style="list-style-type: none"> ・長崎市の将来行政人口（社人研の人口推計結果）を基に算定したこと等による減（11,640人減） ・集落排水施設の公共下水道への統合等による増（2,300人増）

エ 1日最大処理水量

既計画 (H31. 1)	今回計画	増減	備考 (増減理由)
163, 200m ³ /日	140, 150m ³ /日	▲23, 050m ³ /日	・ 処理人口の減少等による減

(参考) 過去の事業計画の改定の状況

設置条例 改正年月日	処理人口 (人)	処理区域面積 (ha)	1日最大処理水量 (m ³ /日)
H22. 9. 30	395, 270	6, 999	201, 900
H25. 9. 30	397, 640	7, 031	185, 900
H31. 3. 29	380, 440	6, 758	163, 200
今回提案	371, 100	6, 902	140, 150

6 新旧対照表

○長崎市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例（本則）

①集落排水事業の法適用化に係るもの 令和6年4月1日施行

改正後	改正前
<p>長崎市水道事業及び<u>下水道事業</u>の設置等に関する条例 （水道事業及び下水道事業の設置）</p> <p>第1条 本市は、生活用水、工業用水その他の用水を供給するため、水道事業を設置する。</p> <p>2 本市は、下水を排除し、又は処理するため、<u>下水道事業（公共下水道事業、農業集落排水事業及び漁業集落排水事業をいう。以下同じ。）</u>を設置する。</p> <p>（法の適用）</p> <p>第2条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定に基づき、前条の<u>下水道事業</u>に法の規定の全部を適用する。</p> <p>（経営の基本）</p> <p>第3条 水道事業及び<u>下水道事業</u>（以下「水道事業等」という。）は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p> <p>2 水道事業の給水区域、給水人口及び1日最大給水量の計画は、別表第1のとおりとする。</p> <p>3 <u>下水道事業の処理区域、処理人口、処理区域面積及び1日最大処理水量の計画は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 公共下水道事業 別表第2</u></p> <p><u>(2) 農業集落排水事業 別表第3</u></p>	<p>長崎市水道事業及び<u>公共下水道事業</u>の設置等に関する条例 （水道事業及び<u>公共下水道事業</u>の設置）</p> <p>第1条 本市は、生活用水、工業用水その他の用水を供給するため、水道事業を設置する。</p> <p>2 本市は、下水を排除し、又は処理するため、<u>公共下水道事業</u>を設置する。</p> <p>（法の適用）</p> <p>第2条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定に基づき、前条の<u>公共下水道事業</u>に法の規定の全部を適用する。</p> <p>（経営の基本）</p> <p>第3条 水道事業及び<u>公共下水道事業</u>（以下「水道事業等」という。）は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p> <p>2 <u>第1条第1項</u>の水道事業の給水区域、給水人口及び1日最大給水量の計画は、別表第1のとおりとする。</p> <p>3 <u>第1条第2項の公共下水道事業の処理区域、処理人口、処理区域面積及び1日最大処理水量の計画は、別表第2のとおりとする。</u></p> <p>〔新設〕</p>

(3) 漁業集落排水事業 別表第4

別表第3 (第3条関係)

処理区域	処理人口	処理区域面積	1日最大処理水量
琴海尾戸町、以下宿町、黒浜町、高浜町及び南越町の各一部	1,260人	41ヘクタール	441立方メートル

別表第4 (第3条関係)

処理区域	処理人口	処理区域面積	1日最大処理水量
以下宿町及び高浜町の各一部	230人	15ヘクタール	81立方メートル

〔新設〕

〔新設〕

②公共下水道事業計画の変更に係るもの 公布の日施行

改正後				改正前			
別表第2 (第3条関係)				別表第2 (第3条関係)			
処理区域	処理人口	処理区域面積	1日最大処理水量	処理区域	処理人口	処理区域面積	1日最大処理水量
長崎市(木場町、潮見町、川内町、牧島町、園田町、牧野町、松崎町、西出津町、新牧野町、赤首町、神浦扇山町、神浦上大中尾町、神浦下大中尾町、神浦口福町、上大野町、下大野町、池島町、琴海尾戸町、大山町、鹿尾町、大籠町、宮摺町、大崎町、千々町、以下宿町、黒浜町、高浜町、藤田尾町及び畦別当町の全部並びに本河内1丁目、本河内2	371,100人	6,902ヘクタール	140,150立方メートル	長崎市(木場町、潮見町、川内町、牧島町、園田町、牧野町、松崎町、西出津町、新牧野町、赤首町、神浦扇山町、神浦上大中尾町、神浦下大中尾町、神浦口福町、上大野町、下大野町、池島町、琴海尾戸町、 琴海形上町、長浦町、琴海戸根原町、 大山町、鹿尾町、大籠町、 太田尾町、飯香浦町、 宮摺町、大崎町、千々町、以下宿町、 野母崎樺島町、 黒浜	380,440人	6,758ヘクタール	163,200立方メートル

丁目、本河内3丁目、本河内4丁目、矢の平1丁目、矢の平2丁目、矢の平3丁目、矢の平4丁目、白木町、八つ尾町、中川2丁目、伊良林3丁目、風頭町、彦見町、愛宕1丁目、愛宕2丁目、愛宕4丁目、弥生町、三景台町、浜平2丁目、立山5丁目、西山1丁目、西山2丁目、西山3丁目、西山4丁目、西山台1丁目、西山台2丁目、片淵3丁目、片淵4丁目、片淵5丁目、鳴滝1丁目、鳴滝2丁目、鳴滝3丁目、芒塚町、宿町、界1丁目、界2丁目、網場町、春日町、田中町、現川町、平間町、高城台1丁目、高城台2丁目、東町、かき道1丁目、かき道4丁目、かき道6丁目、松原町、古賀町、中里町、船石町、上戸石町、戸石町、岩見町、春木町、梁川町、淵町、稲佐町、江の浦町、平戸小屋町、大鳥町、水の浦町、大谷町、飽の浦町、秋月町、入船町、塩浜町、岩瀬道町、東立神町、西立神町、西泊町、木鉢町1丁目、木鉢町2丁目、みなと坂1丁目、みなと坂2丁目、小瀬戸町、神ノ島町1丁目、神ノ島町2丁目、神ノ島町3丁目、大浜町、小浦町、福田本町、小江町、柿泊町、小江原1丁目、小江原2丁

町、高浜町、**南越町、野母町**、藤田尾町及び畦別当町の全部並びに本河内1丁目、本河内2丁目、本河内3丁目、本河内4丁目、矢の平1丁目、矢の平2丁目、矢の平3丁目、矢の平4丁目、白木町、八つ尾町、中川2丁目、伊良林3丁目、風頭町、彦見町、愛宕1丁目、愛宕2丁目、愛宕4丁目、弥生町、三景台町、浜平2丁目、立山5丁目、西山1丁目、西山2丁目、西山3丁目、西山4丁目、西山台1丁目、西山台2丁目、片淵3丁目、片淵4丁目、片淵5丁目、鳴滝1丁目、鳴滝2丁目、鳴滝3丁目、芒塚町、宿町、界1丁目、界2丁目、網場町、春日町、田中町、現川町、平間町、高城台1丁目、高城台2丁目、東町、かき道1丁目、かき道4丁目、かき道6丁目、松原町、古賀町、中里町、船石町、上戸石町、戸石町、岩見町、春木町、梁川町、淵町、稲佐町、江の浦町、平戸小屋町、大鳥町、水の浦町、大谷町、飽の浦町、秋月町、入船町、塩浜町、岩瀬道町、東立神町、西立神町、西泊町、木鉢町1丁目、木鉢町2丁目、みなと坂1丁目、みなと坂2丁目、小瀬戸町、神ノ島町1丁目、神ノ島町2丁目、

目、小江原3丁目、小江原4丁目、小江原5丁目、手熊町、上浦町、向町、式見町、四杖町、相川町、見崎町、三重町、三重田町、檜山町、畦町、三京町、京泊1丁目、京泊3丁目、さくらの里1丁目、さくらの里2丁目、さくらの里3丁目、畝刈町、豊洋台1丁目、豊洋台2丁目、鳴見町、鳴見台1丁目、鳴見台2丁目、多以良町、永田町、上黒崎町、下黒崎町、東出津町、神浦北大中尾町、神浦丸尾町、神浦江川町、神浦上道德町、神浦下道德町、神浦向町、神浦夏井町、琴海大平町、琴海形上町、長浦町、琴海戸根原町、琴海戸根町、琴海村松町、西海町、川上町、星取1丁目、星取2丁目、出雲1丁目、出雲2丁目、出雲3丁目、小曾根町、浪の平町、古河町、東琴平1丁目、東琴平2丁目、国分町、小菅町、戸町1丁目、戸町2丁目、戸町3丁目、戸町4丁目、戸町5丁目、上戸町、上戸町1丁目、上戸町4丁目、新戸町1丁目、新戸町3丁目、新戸町4丁目、新小が倉1丁目、新小が倉2丁目、小ヶ倉町1丁目、小ヶ倉町2丁目、小ヶ倉町3丁目、ダイヤモンド1丁目、ダイヤモンド2丁目、ダイヤモンド3丁

神ノ島町3丁目、大浜町、小浦町、福田本町、小江町、柿泊町、小江原1丁目、小江原2丁目、小江原3丁目、小江原4丁目、小江原5丁目、手熊町、上浦町、向町、式見町、四杖町、相川町、見崎町、三重町、三重田町、檜山町、畦町、三京町、京泊1丁目、京泊3丁目、さくらの里1丁目、さくらの里2丁目、さくらの里3丁目、畝刈町、豊洋台1丁目、豊洋台2丁目、鳴見町、鳴見台1丁目、鳴見台2丁目、多以良町、永田町、上黒崎町、下黒崎町、東出津町、神浦北大中尾町、神浦丸尾町、神浦江川町、神浦上道德町、神浦下道德町、神浦向町、神浦夏井町、琴海大平町、琴海戸根町、琴海村松町、西海町、川上町、星取1丁目、星取2丁目、出雲1丁目、出雲2丁目、出雲3丁目、小曾根町、浪の平町、古河町、東琴平1丁目、東琴平2丁目、国分町、小菅町、戸町1丁目、戸町2丁目、戸町3丁目、戸町4丁目、戸町5丁目、上戸町、上戸町1丁目、上戸町4丁目、新戸町1丁目、新戸町3丁目、新戸町4丁目、新小が倉1丁目、新小が倉2丁目、小ヶ倉町1丁目、小ヶ倉町2丁目、小ヶ倉町3丁目、ダイヤラン

目、ダイヤランド4丁目、磯道町、古道町、京太郎町、三和町、土井首町、毛井首町、鶴見台1丁目、鶴見台2丁目、米山町、草住町、柳田町、八郎岳町、江川町、末石町、竿浦町、平山町、平山台1丁目、平山台2丁目、深堀町1丁目、深堀町2丁目、深堀町3丁目、深堀町4丁目、深堀町5丁目、深堀町6丁目、早坂町、田手原町、太田尾町、飯香浦町、北浦町、田上1丁目、田上3丁目、田上4丁目、茂木町、香焼町、伊王島町1丁目、伊王島町2丁目、高島町、野母崎樺島町、南越町、野母町、脇岬町、蚊焼町、川原町、為石町、椿が丘町、布巻町、晴海台町、宮崎町、坂本2丁目、坂本3丁目、三原2丁目、三原3丁目、高尾町、江平1丁目、江平2丁目、江平3丁目、赤迫2丁目、赤迫3丁目、泉町、泉1丁目、泉2丁目、泉3丁目、昭和2丁目、昭和3丁目、女の都1丁目、女の都2丁目、女の都3丁目、女の都4丁目、川平町、けやき台町、三川町、三ツ山町、滑石2丁目、滑石3丁目、滑石4丁目、大園町、大宮町、北栄町、北陽町、虹が丘町、横尾2丁目、横尾3丁目、横尾4丁目、横尾5丁目、葉

ド1丁目、ダイヤランド2丁目、ダイヤランド3丁目、ダイヤランド4丁目、磯道町、古道町、京太郎町、三和町、土井首町、毛井首町、鶴見台1丁目、鶴見台2丁目、米山町、草住町、柳田町、八郎岳町、江川町、末石町、竿浦町、平山町、平山台1丁目、平山台2丁目、深堀町1丁目、深堀町2丁目、深堀町3丁目、深堀町4丁目、深堀町5丁目、深堀町6丁目、早坂町、田手原町、北浦町、田上1丁目、田上3丁目、田上4丁目、茂木町、香焼町、伊王島町1丁目、伊王島町2丁目、高島町、脇岬町、蚊焼町、川原町、為石町、椿が丘町、布巻町、晴海台町、宮崎町、坂本2丁目、坂本3丁目、三原2丁目、三原3丁目、高尾町、江平1丁目、江平2丁目、江平3丁目、赤迫2丁目、赤迫3丁目、泉町、泉1丁目、泉2丁目、泉3丁目、昭和2丁目、昭和3丁目、女の都1丁目、女の都2丁目、女の都3丁目、女の都4丁目、川平町、けやき台町、三川町、三ツ山町、滑石2丁目、滑石3丁目、滑石4丁目、大園町、大宮町、北栄町、北陽町、虹が丘町、横尾2丁目、横尾3丁目、横尾4丁目、横尾5丁目、葉山2丁

山2丁目、エミメント葉山町、岩屋町、西北町、若竹町、柳谷町、錦2丁目、錦3丁目、西町、油木町、青山町、金堀町、城山台1丁目、城山台2丁目及び立岩町の各一部を除く。)並びに西彼杵郡長与町高田郷及び同郡時津町元村郷の各一部				目、エミメント葉山町、岩屋町、西北町、若竹町、柳谷町、錦2丁目、錦3丁目、西町、油木町、青山町、金堀町、城山台1丁目、城山台2丁目及び立岩町の各一部を除く。)並びに西彼杵郡長与町高田郷及び同郡時津町元村郷の各一部			
---	--	--	--	--	--	--	--

附則で改正するもの（集落排水事業の法適用化に係るもの） 5 条例

○長崎市職員定数条例

改正後	改正前
<p>(職員の定義)</p> <p>第1条 この条例で職員とは、市長の事務部局、水道事業及び<u>下水道事業</u>(以下「上下水道事業」という。)、議会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会並びに消防の事務部局並びに教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関に常時勤務する職員をいう。</p>	<p>(職員の定義)</p> <p>第1条 この条例で職員とは、市長の事務部局、水道事業及び<u>公共下水道事業</u>(以下「上下水道事業」という。)、議会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会並びに消防の事務部局並びに教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関に常時勤務する職員をいう。</p>

○長崎市下水道条例（昭和35年長崎市条例第18号）の一部を改正する条例

改正後	改正前
<p>(使用の開始等の届出)</p> <p>第11条 公共下水道の使用を開始しようとする者は、管理者に届け出なければならない。</p> <p>附 則</p> <p><u>(使用の開始の届出に関する特例)</u></p> <p><u>26 令和6年4月1日以後長崎市集落排水処理施設条例（平成12年長崎市条例第45号）第2条第2号に規定する集落排水処理施設の廃止に伴い公共下水道の使用を開始しようとする者については、第11条第1項の規定は、適用しない。</u></p>	<p>(使用の開始等の届出)</p> <p>第11条 公共下水道の使用を開始しようとする者は、管理者に届け出なければならない。</p> <p>附 則</p> <p>〔新設〕</p>

○長崎市特別会計条例

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 本市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、次の特別会計を設置する。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>[削る]</p> <p><u>(9)</u> [略]</p> <p><u>(10)</u> [略]</p> <p><u>(11)</u> [略]</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 本市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、次の特別会計を設置する。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p><u>(9) 生活排水事業特別会計</u></p> <p><u>(10)</u> [略]</p> <p><u>(11)</u> [略]</p> <p><u>(12)</u> [略]</p>

○長崎市使用料等の延滞金及び督促手数料に関する条例

改正後	改正前
<p>(読替え)</p> <p>第7条 第2条第1項、第4条、前条及び次条中「市長」とあるのは、<u>水道事業及び下水道事業</u>の事務に係るものについては「上下水道事業管理者」と読み替えるものとする。</p>	<p>(読替え)</p> <p>第7条 第2条第1項、第4条、前条及び次条中「市長」とあるのは、<u>水道及び公共下水道</u>の事務に係るものについては「上下水道事業管理者」と読み替えるものとする。</p>

○長崎市集落排水処理施設条例

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 汚水 し尿及び雑排水（雨水その他<u>上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）</u>が指定する排水を除く。）をいう。</p> <p>(2)～(4) [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 汚水 し尿及び雑排水（雨水その他<u>市長</u>が指定する排水を除く。）をいう。</p> <p>(2)～(4) [略]</p>

(供用開始の告示)

第3条 **管理者**は、集落排水処理施設の供用を開始しようとするときは、あらかじめ、供用を開始する年月日、汚水を排除し、及び処理する区域（以下「排水区域」という。）その他必要な事項を告示するものとする。告示した事項を変更しようとするときも、同様とする。

(排水設備の新設等の基準)

第5条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、次に掲げる基準によりこれを行わなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 排水設備をます等に固着させるときは、集落排水処理施設の機能を妨げ、又は損傷するおそれのない箇所に固着させ、**管理者**が定める工事の実施方法によること。

(4) 汚水を排除すべき排水管の内径は、**管理者**が特別の理由があると認める場合を除き次の表に定めるところによるものとする。ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。

[略]

(排水設備の計画の確認)

第6条 排水設備の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が前条各号に掲げる基準に適合するものであることについて、**管理者**に申請し、その確認を受けなければならない。

2 前項の確認を受けた者は、その確認を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ、**管理者**に申請し、その確認を受けなければならない。ただし、排水設備の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、事前にその旨を**管理者**に届け出ることをもつて足りるものとする。

3 **管理者**は、前2項の申請があつたときは、遅滞なく確認を行い、その計画が前条各号に掲げる基準に適合していると認めるときは、当該申請を行

(供用開始の告示)

第3条 **市長**は、集落排水処理施設の供用を開始しようとするときは、あらかじめ、供用を開始する年月日、汚水を排除し、及び処理する区域（以下「排水区域」という。）その他必要な事項を告示するものとする。告示した事項を変更しようとするときも、同様とする。

(排水設備の新設等の基準)

第5条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、次に掲げる基準によりこれを行わなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 排水設備をます等に固着させるときは、集落排水処理施設の機能を妨げ、又は損傷するおそれのない箇所に固着させ、**市長**が定める工事の実施方法によること。

(4) 汚水を排除すべき排水管の内径は、**市長**が特別の理由があると認める場合を除き次の表に定めるところによるものとする。ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。

[略]

(排水設備の計画の確認)

第6条 排水設備の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が前条各号に掲げる基準に適合するものであることについて、**市長**に申請し、その確認を受けなければならない。

2 前項の確認を受けた者は、その確認を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ、**市長**に申請し、その確認を受けなければならない。ただし、排水設備の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、事前にその旨を**市長**に届け出ることをもつて足りるものとする。

3 **市長**は、前2項の申請があつたときは、遅滞なく確認を行い、その計画が前条各号に掲げる基準に適合していると認めるときは、当該申請を行

つた者に対し、計画確認書を交付するものとする。

(排水設備の工事の検査)

第7条 排水設備の新設等を行つた者は、その工事を完了した日から5日以内にその旨を**管理者**に届け出て、検査を受けなければならない。

2 **管理者**は、前項の届出があつたときは、遅滞なく検査を行い、その工事が第5条各号に掲げる基準に適合していると認めたときは、当該排水設備の新設等を行つた者に対し、検査済証を交付するものとする。

(排水設備の撤去)

第9条 排水設備を撤去しようとする者は、あらかじめ、**管理者**に届け出なければならない。

(使用の開始等の届出)

第12条 集落排水処理施設の使用を開始しようとする者は、あらかじめ、**管理者**に届け出なければならない。集落排水処理施設の使用を休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開するときも、同様とする。

(資料の提出)

第16条 **管理者**は、使用料を算定するために必要な限度において、使用者から資料の提出を求めることができる。

(使用料の減免)

第17条 **管理者**は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(分担金)

第18条 **管理者**は、集落排水処理施設の設置に要する費用の一部に充てるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第224条の規定に基づき、集落排水処理施設の設置により特に利益を受ける者(以下「受益者」という。)から集落排水処理施設分担金(以下「分担金」という。)を徴収する。

2・3 [略]

た者に対し、計画確認書を交付するものとする。

(排水設備の工事の検査)

第7条 排水設備の新設等を行つた者は、その工事を完了した日から5日以内にその旨を**市長**に届け出て、検査を受けなければならない。

2 **市長**は、前項の届出があつたときは、遅滞なく検査を行い、その工事が第5条各号に掲げる基準に適合していると認めたときは、当該排水設備の新設等を行つた者に対し、検査済証を交付するものとする。

(排水設備の撤去)

第9条 排水設備を撤去しようとする者は、あらかじめ、**市長**に届け出なければならない。

(使用の開始等の届出)

第12条 集落排水処理施設の使用を開始しようとする者は、あらかじめ、**市長**に届け出なければならない。集落排水処理施設の使用を休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開するときも、同様とする。

(資料の提出)

第16条 **市長**は、使用料を算定するために必要な限度において、使用者から資料の提出を求めることができる。

(使用料の減免)

第17条 **市長**は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(分担金)

第18条 **市長**は、集落排水処理施設の設置に要する費用の一部に充てるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第224条の規定に基づき、集落排水処理施設の設置により特に利益を受ける者(以下「受益者」という。)から集落排水処理施設分担金(以下「分担金」という。)を徴収する。

2・3 [略]

(分担金の賦課等)

第19条 **管理者**は、受益者ごとに、前条第3項の規定により算出した分担金の額を定め、これを賦課するものとする。

2 **管理者**は、前項の規定により分担金の額を定めたときは、遅滞なく、当該分担金の額、納期限等を受益者に通知するものとする。

3 [略]

(分担金の徴収猶予)

第20条 **管理者**は、次の各号のいずれかに該当するときは、分担金の徴収を猶予することができる。

(1)・(2) [略]

(分担金の減免)

第22条 **管理者**は、次の各号のいずれかに該当する受益者の分担金を減免することができる。

(1)～(5) [略]

(分担金の納付義務の承継)

第23条 第3条の告示の日以後に第18条第2項に規定する排水区域内に存する土地の所有者、地上権者、質権者、使用借主又は賃借人(以下「所有者等」という。)の変更があつた場合において、当該変更に係る当事者の双方がその旨を**管理者**に届け出たときは、新たな所有者等となつた者は、受益者の分担金の納付義務を承継するものとする。ただし、当該届出の日までに納付すべき分担金については、従前の受益者が納付するものとする。

(分担金に係る督促手数料及び延滞金)

第24条 **管理者**は、地方自治法第231条の3第1項の規定による分担金に係る督促をした場合は、督促手数料及び延滞金を徴収する。

2～4 [略]

(監督処分等)

(分担金の賦課等)

第19条 **市長**は、受益者ごとに、前条第3項の規定により算出した分担金の額を定め、これを賦課するものとする。

2 **市長**は、前項の規定により分担金の額を定めたときは、遅滞なく、当該分担金の額、納期限等を受益者に通知するものとする。

3 [略]

(分担金の徴収猶予)

第20条 **市長**は、次の各号のいずれかに該当するときは、分担金の徴収を猶予することができる。

(1)・(2) [略]

(分担金の減免)

第22条 **市長**は、次の各号のいずれかに該当する受益者の分担金を減免することができる。

(1)～(5) [略]

(分担金の納付義務の承継)

第23条 第3条の告示の日以後に第18条第2項に規定する排水区域内に存する土地の所有者、地上権者、質権者、使用借主又は賃借人(以下「所有者等」という。)の変更があつた場合において、当該変更に係る当事者の双方がその旨を**市長**に届け出たときは、新たな所有者等となつた者は、受益者の分担金の納付義務を承継するものとする。ただし、当該届出の日までに納付すべき分担金については、従前の受益者が納付するものとする。

(分担金に係る督促手数料及び延滞金)

第24条 **市長**は、地方自治法第231条の3第1項の規定による分担金に係る督促をした場合は、督促手数料及び延滞金を徴収する。

2～4 [略]

(監督処分等)

第25条 **管理者**は、この条例又はこの条例に基づく処分に違反した者に対し、この条例に基づく行為又は工事の中止、変更その他の必要な措置を命ずることができる。

2 **管理者**は、集落排水処理施設の管理上又は公益上やむを得ない必要が生じたときは、前項に規定する必要な措置を命ずることができる。

(委任)

第26条 この条例の施行について必要な事項は、**管理者**が定める。

第25条 **市長**は、この条例又はこの条例に基づく処分に違反した者に対し、この条例に基づく行為又は工事の中止、変更その他の必要な措置を命ずることができる。

2 **市長**は、集落排水処理施設の管理上又は公益上やむを得ない必要が生じたときは、前項に規定する必要な措置を命ずることができる。

(委任)

第26条 この条例の施行について必要な事項は、**市長**が定める。

7 関係法令

○地方公営企業法（根拠条文抜粋）

(この法律の適用を受ける企業の範囲)

第二条 この法律は、地方公共団体の経営する企業のうち次に掲げる事業(これらに附帯する事業を含む。以下「地方公営企業」という。)に適用する。

一 **水道事業(簡易水道事業を除く。)**

二～七 略

2 略

3 前二項に定める場合のほか、地方公共団体は、政令で定める基準に従い、**条例**(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十四条第一項の一部事務組合(以下「一部事務組合」という。))又は広域連合(以下「広域連合」という。))にあつては、規約で定めるところにより、その経営する企業に、この法律の規定の全部又は一部を適用することができる。

(地方公営企業の設置)

第四条 地方公共団体は、地方公営企業の設置及びその経営の基本に関する事項は、条例で定めなければならない。

○下水道法（根拠条文抜粋）

(事業計画の策定)

第四条 前条の規定により公共下水道を管理する者(以下「公共下水道管理者」という。))は、公共下水道を設置しようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、事業計画を定めなければならない。

2～6 略